

社会福祉法人虹の会役員等費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人虹の会(以下「法人」という。)役員及び評議員(以下役員等)の費用弁償並びにその支給方法は、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 役員等が評議員会、理事会、会議等に出席したとき、法人の業務等に従事したときは、その実費を弁償する。

- 2 役員が、その職務のために出張したときは、法人の旅費支給規程に基づき、その出張に要する旅費を費用弁償として支給する。
- 3 前項の費用弁償の支給方法は、法人の旅費支給規程を準用する。

附 則

この規程は、平成29年8月9日から施行する。